

「補助金不正事案の再発防止策の検討に関する会議」における指摘事項と対応方針（案）

- * 本会議において障害者自立支援調査研究プロジェクトの事務について検証した結果に基づく再発防止策をとりまとめた。これを原則的な考え方として、他の調査研究補助金についても、必要な見直しを行うこととする。

指摘事項	障害者自立支援調査研究プロジェクトの事務処理に関する改善策（案）	留意事項
(1) 全般的事項		
調査研究助成に係る一連の過程が原則全て透明であることが重要。	<p>テーマ設定について外部有識者の意見を聴いて決定するとともに、緊要度の高い調査研究も含めた全ての調査研究について公募を行い、外部有識者の参画を得て事前・事後の評価を行う。</p>	
	<p>事業終了後に提出を受けた報告書（収支報告及び成果物）については、厚生労働省ホームページで公開する。 ホームページ上での補助金申請の募集についても、より分かりやすいものとする。</p>	
申請段階（申請書等）と実績段階（報告書等）において、事業の具体的内容や費用に見合った研究が行われたかについて外部の目を入れて具体的にチェックすることが必要。	<p>事業計画書や報告書について、外部有識者の参画を得て詳細な評価を行う。</p>	
補助金を使用する側（研究者）と管理する者（団体）の役割を分ける、研究代表者個人の責任を明確にする等の措置を検討すべき。	<p>事業主体は団体とするが、事業の実施体制（人員体制）に関する資料の提出を求め、研究担当者と経理担当者の役割分担や人員体制を評価する。</p>	

指摘事項	障害者自立支援調査研究プロジェクトの 事務処理に関する改善策（案）	留意事項
(2) 交付先の決定手続について		
<p>交付先の決定手続においては、全ての案件について外部の者による評価を経るべきである。</p>	<p>緊要度の高い調査研究も含めたすべての調査研究について公募を行い、外部有識者の参画を得て事前の評価を行う。</p> <hr/> <p>調査研究事業の採択について評価を行う際は、評価委員は外部有識者のみにより構成することとし、厚生労働省職員は評価委員としない。</p>	
<p>計画書の段階で、目的、手法、成果の活用方策等についての詳細な記載を求めるなど、調査研究の具体的内容等を行政側で事前に把握することができる仕組みとすることが必要ではないか。</p>	<p>事業計画等について外部有識者による従前より詳細な評価を経ることとする。これを可能とするため、事業計画書の様式を見直し、評価に必要な事項について一定の分量内で詳細な記載を求め、調査研究計画の内容と支出計画の詳細について評価する。特に、不必要に団体等を経由するといった補助金に対する団体等の不必要な関与を排除するため、交付先団体からの外部委託の必要性や内容について事前に評価するほか、調査研究事業の実施体制（人員体制）に関する資料の提出も求める。</p>	
<p>交付先団体の運営体制（組織・人員）や財政状況についてもチェックすべき。</p>	<p>団体の運営状況を確認するため、団体の運営体制や財務状況等を明らかにする資料の提出を求める。</p> <hr/> <p>責任体制を明確にする観点から、法人格のない団体は補助対象としない。</p>	

指摘事項	障害者自立支援調査研究プロジェクトの事務処理に関する改善策（案）	留意事項
(3) 適正な執行の確認等について		
<p>※ 外部有識者による報告書の事後評価において、成果が一定のレベルに達していなかった団体については、次年度の募集において不採択としてはどうか。</p>	<p>外部有識者の参画を得て報告書の事後評価を行うとともに、事後評価の結果を以降の本補助金の対象団体の選定に当たって考慮要素とする。</p> <hr/> <p>不正を行った団体・研究担当者等について、翌年度以降、一定期間、本調査研究補助金の助成を受けることができないこととする。</p>	
<p>※ 調査研究の事後評価に当たっては、その成果物の政策的な価値だけでなく、そのプロセスの生み出す社会的意義も併せて評価すべき。</p>	<p>報告書において、調査研究の過程に関する詳細な記載も求め、評価に当たっては、結論・結果だけでなく、調査研究プロセスも含めた評価を行うよう留意する。</p>	
<p>補助金交付先に対する現地調査を拡大するべき。</p>	<p>現地調査を行う団体等について、現地調査をより効果的に行う観点からの基準を設けたり、外部有識者の意見も参考にして対象団体を抽出したりするなど、事業実施の実態に応じた抽出方法を工夫し、支出明細と領収書との突合確認等を行う。 実施時期については、事業実施後だけでなく実施中に行うことも含め、機動的に対応する。</p>	<p>領収書等の会計書類については、補助金交付要綱で5年間の保管が義務づけられている。</p>
<p>交付先団体に外部専門家による監査を受けること及びその結果の報告を行うことを求めているかどうか。</p>	<p>交付先団体の監事による当該補助金に関する監査結果の報告を添付することを求める。</p>	<p>外部監査を必須とすることは団体への負担が大きい。 公益法人の定期監査制度においても、外部監査の受審を要請するのは、資産額100億円以上等の要件を満たす団体に限られており、個々の補助金制度において外部監査の受審を必須にするのは困難。</p>

指摘事項	障害者自立支援調査研究プロジェクトの事務処理に関する改善策（案）	留意事項
(4) その他		
<p>交付先団体内の内部告発の通報窓口の明確化なども検討すべき。</p>	<p>本補助金に関する不正行為を報告する窓口として、メールによる通報窓口を設けるとともに、当該窓口については、募集要項、厚生労働省のホームページ等を通じて広く周知する。 併せて、補助金の横領等があった場合には、既存制度（公益通報制度）の活用について周知を図る。</p>	<p>刑法犯に関する公益通報の通報先は警察機関であり、当省に通報された場合には当該機関を教示することとされている。</p>
<p>政治家等からの働きかけがあった場合には、記録を残し、その記録が公開される仕組みを設けるべき。</p>	<p>国会議員又はその秘書から働きかけがあった場合の「政・官の在り方」の運用に当たっては、「政府の方針と著しく異なる等のため、施策の推進における公正中立性が確保されないおそれがあり、対応が極めて困難なもの」について、積極的に大臣等への報告と記録の作成・保存を行うとともに、その他の厚生労働省OB等の利害関係者等から働きかけがあった場合にも、同様の事例については、必要な記録を作成し、保存する（当該記録は情報公開の対象となる）。</p>	<p>働きかけがあった場合のすべてについて事実関係の記録を行うべきとの意見があったが、仮に、すべての要請等について行政機関が一方的な記録作成を行えば、公正性確保の観点から問題があるなど、政と官の関係に関わる問題であり、今回の検討の中で結論を出すことは困難。</p>
<p>公募期間や事業実施期間を十分にとり、しっかりとした調査研究を行うことができる環境とすべき。</p>	<p>事業の全体スケジュールを検証し、公募期間や事業実施期間をできるだけ確保するよう努める。</p>	